

# 公 法 専 攻

## 授業科目, 単位及び担当者

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	憲 法	憲 法 研 究	8 准教授 城 野 一 憲	修士論文の作成のために必要な文献・判例調査の手法や、法学論文の書き方、比較法研究の方法に関する指導を行う。初年次に文献・判例講読を通じて基礎的なスキルを身に付け、2年次の冒頭までに修士論文のテーマを決定できるようにすることを目指す。具体的な内容については受講生と相談の上で決定する。
			4 教 授 博 士 (法 学) 春 名 麻 季	憲法の個別論点について、比較法的視点から受講生各自の興味・関心に応じて検討する。比較法的視点としては、ドイツ憲法・基本権論を中心に個々の関心に従い、その内容について修士論文が執筆できるように指導・検討する。なお、ドイツ憲法・基本権論を検討するためには、EU法の基本知識も必要となるため、その検討もあわせて行う。
		憲 法 講 義 I	4 准教授 城 野 一 憲	この授業では、アメリカ憲法学の憲法訴訟に関する文献を講読する。受講者とも相談の上で、ロー・レビューや学術書などの英語文献や、アメリカ合衆国最高裁判所の判例の講読も取り入れる場合がある。授業の内容は、指定された文献や判例についての報告をもとにした討論や理論的な検討が中心となる。
		憲 法 講 義 IV	4 教 授 博 士 (法 学) 春 名 麻 季	日本の最高裁で取り上げられた重要な憲法問題・憲法事件を中心に、そこで論じられた憲法規範の内容を理解できるように解説する。なお、判例研究を中心に講義することから、民事訴訟・刑事訴訟・行政事件訴訟のしくみを理解していることを前提に講義の内容を受講生と相談の上決定する。
	行 政 法	行 政 法 研 究	8 准教授 博 士 (法 学) 田 中 孝 和	行政と私人との紛争の解決につき、行政訴訟や行政不服審査について検討するとともに、代替的紛争解決(たとえば、オンブズマン、調停、様々な苦情処理制度)について検討をしたい。
		行 政 法 講 義 I	4 准教授 博 士 (法 学) 田 中 孝 和	行政救済法における諸問題について、あらかじめ提示する文献及び判例をもとに検討することとした。受講者には割り当てられた文献等につき報告をしてもらいその後、全員で検討を行う。余裕があれば、行政相談などの苦情処理制度についても扱いたいと考えている。
		行 政 法 講 義 III	4 教 授 折 登 美 紀	大学で得た行政法理論及び判例に関する知識を基に、大学院では、より多面的かつ深く行政法を研究していく。行政法の主要判例を素材に、受講生による報告と論点の検討を行う。さらに、受講生は、自分の研究テーマを設定し、報告すること。受講生の報告に対して、担当者(教員)が、質問をするという形式で進めていく。
	税 法	税 法 研 究	8 准教授 博 士 (法 学) 芳 賀 真 一	租税法に関する修士論文を二年間で作成することを目標とする。まず、租税法の基本的な考え方を習得し、分析方法の習得、資料収集、整理、報告等を行う。ある程度の学習が進んだところで、受講生の希望に応じて論文のテーマを決定する。
		税 法 講 義 II	4	租税法、主に所得税法と法人税法を扱う。租税法の基礎を学習するとともに、租税法の分析能力を養うことを目標とする。租税法のルールがどのようなアイデアで設計されているのか、そのルールがどのような問題を生み出しているのか、その問題をどのように解決したらよいかを議論する。教科書、判例、論文等を用いて、ゼミ形式で授業を行うことを考えている。
	国 際 法	国 際 法 研 究	8 講 師 博 士 (国 際 経 済 法 学) 萩 原 一 樹	この授業では、受講者の修士論文の作成、完成を目指す。受講生は、修士論文のテーマを決定し、適切な研究計画を作り上げ、修士論文の論題に関する報告を行う。受講生は、報告に対する質疑応答と担当教員からの助言を基に、修士論文のテーマに関して考察を深める。報告と質疑応答を繰り返し、修士論文の骨格を作り上げる。

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容	
主 要 科 目	国 際 法	国 際 法 講 義 Ⅱ	教 授 山 下 恭 弘	国際法の基本事項を確認し、先例を紹介しながら国際法の現実の適用を講義する。国際人権法、国際人道法、国際刑事法にかかわる諸問題の講義を予定しているが、受講者の希望によりその他の問題を扱うこともある。受講者には適宜報告を求める。講義と受講者の報告、質疑応答を繰り返しながら、国際法の主要論点を明らかにする。	
		国 際 法 講 義 Ⅲ	講 師 博 士 (国際経済法学) 萩 原 一 樹	国際社会が緊密化するとともに、国際法が取り扱う問題事項も拡大し、深化しています。このため、国内法の各分野を専攻する学生にとっても、国際法を学ぶ重要性は高まっています。この授業では、担当教員による講義と受講者による報告を交えながら、国際法の主要な論点についてより深く掘り下げて理解することを目指します。	
	経 済 法	経 済 法 研 究	8	教 授 大 橋 敏 道	競争政策を中心とした我が国の経済政策について、法的観点から検討することを目的とする。内容は独占禁止法が中心となる予定であるが、その他の経済政策についても可能な限り検討を行いたい。
		経 済 法 講 義 Ⅰ	4	教 授 屋 宮 憲 夫	独占禁止法についての基礎的研究及びその運用についての審判・判例研究を行う。個別的な内容については受講者と相談して決める。
		経 済 法 講 義 Ⅱ		教 授 大 橋 敏 道	本講義は、経済法の主要法規である独占禁止法について事例研究を通じて理解することを主たる目的、また、各種の事業法と独禁法との関係性について把握することを副次的目的とする。具体的内容としては、指定テキストの該当箇所について、受講生と教員が質疑応答を行う演習方式を予定している。
	法 社 会 学	法 社 会 学 研 究	8	教 授 博 士 (法学) 小 佐 井 良 太	法社会学分野の修士論文作成に必要な研究指導を行う。まずは基礎的な内容の文献を幅広く講読しながら、論文のテーマ設定に向けて必要な指導と助言を行う。次に、受講者の設定したテーマ・問題関心を深め発展させる目的で関連文献の丁寧な講読を重ね、文献・資料の収集方法や研究手法等についても必要な指導を行う。最終的に受講者との間で十分な議論と検討を重ねて、水準を満たした修士論文の完成を目指す。
		法 社 会 学 研 究 講 義	4		本講義は、受講者が大学院博士前期課程レベルの法学研究を進めて行く上で必要かつ有用な法社会学の基礎的知識と理解の習得を目的とする。多様な広がりを持つ法社会学分野の諸領域・全体像を把握すべく、法社会学分野のスタンダードな内容を扱ったテキストを講読する。受講者に法社会学分野の学問的魅力に触れる機会を提供するとともに、法学研究において法を広く社会とのかかわりで捉えることの重要性を示したい。
	政 治 学	政 治 学 研 究	8	教 授 博 士 (法学) 櫛 田 久 代	政治学分野の修士論文作成に向けて研究指導をします。関心のあるテーマをどのように問題設定へと発展させていくのが、論文作成の基本です。取り上げる問題が意味のあるものでありかつ執筆可能であるかを知るためには、先行研究の把握、関連文献の講読をおろそかにできません。授業では、リサーチの方法、文献講読を含め、論文の執筆指導を行います。
				教 授 博 士 (法学) 廣 澤 孝 之	修士論文のテーマ設定を助けるとともに、その研究テーマに関する文献・資料を講読することで、論文作成へ向けての基本的作業を指導・支援することにした。
				教 授 博 士 (法学) 東 原 正 明	この授業では、政治学に関する修士論文の作成を目標とし、そのための論文指導を行います。テーマを設定して必要となる文献や資料を収集し、それらを読み込んで論文としてまとめる作業には多くの困難が伴います。この困難を乗り越えて論文を完成させるため、関連文献の講読、報告と質疑などを通じて助言を行います。
教 授 博 士 (法学) 菅 原 和 行				この授業では修士論文を執筆するための指導を行います。テーマ設定の段階では、受講者の関心を聞いたうえで関連する基本文献を講読し、具体的な問題意識に繋げていきます。その後、論文執筆に必要な基礎知識や、文献調査・フィールドワークの方法などを学んだうえで、受講者自身が調査・研究を実践し、進捗状況の報告を複数回行います。最終的には、指導教員による助言を受けながら修士論文の完成を目指します。	

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	政 治 学 講 義 I	4	教 授 博 士 (法 学) 櫛 田 久 代	アメリカ政治を扱った基本文献を通読することで、大統領制度について多面から学ぶだけでなく、議会政治、二大政党制、利益集団等現代アメリカ政治の動向を含め、政治学的知識を深めることを目的としています。授業は、毎回報告者による発表を基にした演習形式で行います。各期末にレポートの提出を通して学修内容の理解を深めます。
	政 治 学 講 義 II	4	教 授 博 士 (法 学) 廣 澤 孝 之	現代政治理論の基礎的理解に資することを目的とする。テキストとして、政治学の基礎理論に関する日本語及び英語の文献を使用する。受講者には定期的にレポートの提出を求めることで、理解の定着を図ることにしたい。
	政 治 学 講 義 III		教 授 博 士 (法 学) 東 原 正 明	この授業では、ヨーロッパを中心とした先進各国の政治について比較政治学の立場から学び、現代政治の実態把握を行います。具体的には、テキスト(日本語文献)を指定し、受講生が各章の内容に関して報告と質疑を行うことにより、演習形式で進めることを予定しています。詳細については、受講生の関心も踏まえながら相談の上で決定することとします。
	政 治 学 講 義 IV		教 授 博 士 (法 学) 菅 原 和 行	本講義では政策過程、行政管理、政官関係など、行政機関(中央政府や地方自治体)の組織や行動に係わるいくつかのトピックを取り上げ、各トピックにおける代表的な文献を講読しながら学習します。各学期の後半には、文献講読による学習を踏まえ、受講者自身がテーマを設定し、研究報告とレポートの作成を行います。以上のような作業を通し、本講義では行政機関のあり方について理論的、実践的な観点から考察を深めます。

その他の科目

主 要 科 目				特 修 科 目		
部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 科 目	単 位	担 当 者
憲 法	憲 法 講 義 II	4	( 未 定 )	比 較 憲 法 講 義	4	( 未 定 )
	憲 法 講 義 III	4	( 未 定 )	刑 事 法 講 義 I	4	講 師/博士(法学) 芥 川 正 洋
行 政 法	行 政 法 講 義 II	4	( 未 定 )	刑 事 法 講 義 II	4	教 授 小野寺一浩(令和6年度は募集しない)
税 法	税 法 講 義 I	4	( 未 定 )	刑 事 法 講 義 III	4	准教授/博士(法学) 石 川 友 佳 子
国 際 法	国 際 法 講 義 I	4	( 未 定 )	刑 事 訴 訟 法 講 義 I	4	( 未 定 )
法 理 学	法 理 学 研 究	8	( 未 定 )	国 際 関 係 論 講 義	4	( 未 定 )
	法 理 学 講 義	4	( 未 定 )	政 治 史 講 義	4	教 授/博士(法学) 東 原 正 明
法 制 史	法 制 史 研 究	8	( 未 定 )	民 法 講 義 I	4	教 授 道 山 治 延
	法 制 史 講 義	4	( 未 定 )	民 法 講 義 II	4	教 授 袁 輪 靖 博
行 政 学	行 政 学 研 究	8	( 未 定 )	民 法 講 義 III	4	教 授 生 田 敏 康
	行 政 学 講 義	4	( 未 定 )	民 法 講 義 IV	4	准教授/博士(法学) 柳 景 子
政 治 学 史	政 治 学 史 研 究	8	( 未 定 )	民 法 講 義 V	4	非常勤講師 五十川 直 行
	政 治 学 史 講 義 I	4	( 未 定 )	民 法 講 義 VI	4	教 授/博士(法学) 畑 中 久 彌
	政 治 学 史 講 義 II	4	( 未 定 )	民 法 講 義 VII	4	准教授 下 田 大 介
比 較 法	比 較 法 研 究	8	( 未 定 )	商 法 講 義 I	4	教 授 牧 真理子
	比 較 法 講 義	4	( 未 定 )	商 法 講 義 II	4	教 授/法博 砂 田 太 士
				商 法 講 義 III	4	( 未 定 )
				商 法 講 義 IV	4	教 授/博士(法学) 前 越 俊 之
				商 法 講 義 V	4	( 未 定 )
				民 事 訴 訟 法 講 義 I	4	教 授 安 井 英 俊
				民 事 訴 訟 法 講 義 II	4	( 未 定 )
				労 働 法 講 義 I	4	教 授/博士(法学) 所 浩 代
				労 働 法 講 義 II	4	( 未 定 )
				社 会 保 障 法 講 義 I	4	( 未 定 )
				社 会 保 障 法 講 義 II	4	准教授/博士(法学) 山 下 慎 一
				国 際 私 法 講 義 I	4	( 未 定 )
				国 際 私 法 講 義 II	4	教 授/博士(法学) 北 坂 尚 洋
				知 的 財 産 法 講 義	4	講 師/博士(法学) 平 澤 卓 人
				ア ジ ア 企 業 法 講 義	4	( 未 定 )
				法 専 門 職 論 講 義	2	( 未 定 )
				英 米 法 講 義	2	教 授 袁 輪 靖 博 ( 未 定 )
				ド イ ツ 法 講 義	2	( 未 定 )
				フ ラ ン ス 法 講 義	2	( 未 定 )
				特 設 講 義 I ~ VIII	各 2	( 未 定 )

\* 特修科目の特設講義 I ~ VIII の内容は以下の科目を予定している。  
比較憲制論・情報公開論・地方自治論・公務員法・憲法訴訟法 その他

## 履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。  
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。